

平成25年

第4回市議会定例会 議案第27号

函館市温泉供給条例の一部改正について

函館市温泉供給条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成25年12月2日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市温泉供給条例の一部を改正する条例

函館市温泉供給条例（昭和43年函館市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第9条の表中「1, 890円」を「1, 944円」に、「2, 100円」を「2, 160円」に改める。

第15条第1項各号列記以外の部分中「100分の105」を「100分の108」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第9条の規定は、平成26年4月以後の月分として徴収する料金について適用し、同年3月までの月分として徴収する料金については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第15条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の申込みに係る温泉供給装置工事の工事費について適用し、同日前の申込みに係る温泉供給装置工事の工事費については、なお従前の例による。

(提案理由)

消費税法等の一部改正に伴い、温泉供給料金および温泉供給装置工事の工事費について消費税等相当分を改定するため